

平成 27 年 12 月 3 日開会

平成 27 年 12 月

市議会定例会議案書

寝 屋 川 市

目 次

番 号	案 件	頁
議案第 72 号	寝屋川市事務分掌条例の一部改正	1
議案第 73 号	寝屋川市職員の退職管理に関する条例の制定	3
議案第 74 号	寝屋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正	6
議案第 75 号	寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正	12
議案第 76 号	寝屋川市職員等の旅費に関する条例の一部改正	14
議案第 77 号	寝屋川市税条例の一部改正	16
議案第 78 号	寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	22
議案第 79 号	寝屋川市立消費生活センター条例の全部改正	24
議案第 80 号	寝屋川市建築審査会条例の一部改正	27
議案第 81 号	寝屋川市有料自転車駐車場条例の一部改正	29
議案第 82 号	平成 27 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 83 号	平成 27 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊

番 号	案 件	頁
議案第 84 号	平成 27 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 85 号	平成 27 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 86 号	平成 27 年度寝屋川市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 87 号	平成 27 年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 88 号	和解	31
議案第 89 号	大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議	33
議案第 90 号	指定管理者の指定（寝屋川市立市民会館）	35
議案第 91 号	指定管理者の指定（寝屋川市立西北コミュニティセンター）	36
議案第 92 号	指定管理者の指定（寝屋川市立南コミュニティセンター、寝屋川市立南コミュニティセンター分館）	37
議案第 93 号	指定管理者の指定（寝屋川市立東北コミュニティセンター）	38
議案第 94 号	指定管理者の指定（寝屋川市立西コミュニティセンター）	39
議案第 95 号	指定管理者の指定（寝屋川市立東コミュニティセンター）	40
議案第 96 号	指定管理者の指定（寝屋川市立西南コミュニティセンター）	41
議案第 97 号	指定管理者の指定（寝屋川市立中央高齢者福祉センター）	42

番 号	案 件	頁
議案第 98 号	指定管理者の指定（寝屋川市立西高齢者福祉センター）	43
議案第 99 号	指定管理者の指定（すばる・北斗福祉作業所、大谷の里）	44
議案第 100 号	指定管理者の指定（寝屋川市立国道 1 号高架下駐車場）	45
議案第 101 号	指定管理者の指定（寝屋川市立学び館）	46
議案第 102 号	指定管理者の指定（寝屋川市立地域交流センター）	47
議案第 103 号	教育委員会委員の任命（藤 田 映 子）	48
議案第 104 号	教育委員会委員の任命（玉 井 久実代）	51

寝屋川市事務分掌条例の一部改正

寝屋川市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市事務分掌条例の一部を改正する条例

寝屋川市事務分掌条例（平成 12 年寝屋川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 7 号を削り、第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、第 6 号の次に次の 3 号を加える。

- (7) 健康部
- (8) 福祉部
- (9) こども部

第 2 条経営企画部の項第 7 号を削り、同条市民生活部の項第 8 号及び第 9 号を削り、同条中保健福祉部の項を削り、環境部の項の次に次の 3 項を加える。

健康部

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。

福祉部

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 介護保険に関すること。

こども部

- (1) 児童福祉に関すること。
- (2) 子育て支援に関すること。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市職員の退職管理に関する条例の 制定

寝屋川市職員の退職管理に関する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 地方公務員法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織（同条第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織をいう。）若しくは議会の事務局の職員又は同条第8項のこれらに類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例の一部改 正

寝屋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年寝屋川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88

	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定による遺族	0.80

基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）	
遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。） 又は国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金 又は寡婦年金	0.90

附則第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の寝屋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例附則第 5 条の規定は、平成 27 年 10 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）第 2 条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 345 号）第 8 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第 82 条第 2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第 89 条第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成 24 年一元化法第 3 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下この項において「改正前地

共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例による改正前の寝屋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例の規定による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の 一部改正

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の退職手当に関する条例（昭和 28 年寝屋川市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）別表第 2」を「厚生年金保険法施行令（昭和 29 年政令第 110 号）別表第 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市職員等の旅費に関する条例の一部改正

寝屋川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員等の旅費に関する条例（平成14年寝屋川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、出張命令等は、第7条に規定する経路及び方法により発するものとする。

第4条第3項中「前項」を「前項本文」に改める。

第6条第1項中「、日当、宿泊料及び食卓料」を「及び宿泊料」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「1夜当たりの定額」を「実費額」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を削る。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を削り、第12条を第10条とする。

第13条第1項中「別表3の項」を「寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）別表の給料表の2級以下の職務にある職員」に、「別表1又は2の項」を「当該職員以外の職員」に改め、同条を第11条とする。

第14条を第12条とし、第15条から第17条までを2条ずつ繰り上げ、第18条を削る。

第19条第1項中「別表の定額」を「宿泊施設の利用に要する費用その他市長が定める費用の実費額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該実費額が規則で定める額を超えるときは、当該規則で定める額とする。

第19条を第16条とし、第20条を削り、第21条を第17条とし、第22条を削り、第23条を第18条とし、第24条から第28条までを5条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の寝屋川市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張について適用する。

寝屋川市税条例の一部改正

寝屋川市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市税条例の一部を改正する条例

寝屋川市税条例（平成16年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の5条を加える。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第6条の2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入

期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第6条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3か月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3か月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し

必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第6条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第6条の2第1項に規定する方法とする。

2 第6条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第6条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6か月とする。

- 2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第6条の2第1項に規定する方法とする。
 - 3 第6条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
 - 4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 - (2) 第6条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
 - (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
 - 5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
 - 6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 第6条の3第1項第6号に掲げる事項
 - (2) 第6条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (3) 第4項第3号に掲げる事項
 - 7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)
- 第6条の6 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3か月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。
- 第7条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。
- 第14条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）第6条の2、第6条の3及び第6条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第6条の4及び第6条の6（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第6条の5及び第6条の6（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年寝屋川市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「修了した保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。)を含む。)」を加える。

第30条第1項、第32条第1項、第45条第1項及び第48条第1項中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。)」を加える。

(寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年寝屋川市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市立消費生活センター条例の全部 改正

寝屋川市立消費生活センター条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市立消費生活センター条例

寝屋川市立消費生活センター条例（昭和 50 年寝屋川市条例第 22 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）

第 10 条第 2 項の消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を設置し、及び法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、その組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 寝屋川市に、消費生活センターを設置する。

2 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 寝屋川市立消費生活センター

(2) 位置 大阪府寝屋川市桜木町 5 番 30 号

（消費生活相談の事務を行う日及び時間）

第 3 条 消費生活相談（法第 10 条の 3 第 2 項に規定する消費生活相談をいう。）

の事務は、消費生活センターの執務を行う日及び時間として規則で定める日及び時間において行うものとする。

（職員）

第 4 条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する所長（以下「所長」という。）その他の消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

（消費生活相談員）

第 5 条 消費生活センターには、消費者安全法施行規則（平成 21 年内閣府令第 48 号）第 8 条第 3 号に定めるところにより、消費生活相談員を置くものとする。

2 消費生活相談員については、実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、消費者安全法施行規則第 8 条第 4 号に定めるところにより、その専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講

ずるものとする。

(研修の機会の確保)

第6条 所長は、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の管理のための措置)

第7条 所長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(会議室)

第8条 消費生活センターに、会議室を設置し、消費者安全の確保のための使用に供するものとする。

2 前項の目的により会議室を使用しようとするものは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

3 前項に定めるもののほか、会議室の使用に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

寝屋川市建築審査会条例の一部改正

寝屋川市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市建築審査会条例の一部を改正する条例

寝屋川市建築審査会条例（昭和 49 年寝屋川市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「委員の」の次に「任期、」を加える。

第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（任期）

第 8 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市有料自転車駐車場条例の一部改正

寝屋川市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

寝屋川市有料自転車駐車場条例（平成 19 年寝屋川市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表寝屋川市駅前第 5 自転車駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

和 解

次のとおり大阪高等裁判所における和解を成立させる。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

1 事 件 名 市道負担不存在確認請求控訴事件
2 相 手 方

3 和 解 条 項

(1) 相手方は、本和解成立の日に、寝屋川市に対して、
(地目 宅地、地積 183.30 平方メートル) (以下「相手方土地」という。)の一部の土地 (面積 2.25 平方メートル) (以下「本件土地」という。)を寄付し、寝屋川市はこれを受け入れる。

(2) 相手方は、本件土地について、相手方土地からの分筆登記手續のうえ、寝屋川市に対し、本和解成立日付け寄付を原因とする所有権移転登記手續をする。この分筆登記手續費用及び所有権移転登記手續費用は、寝屋川市の負担とする。

(3) 相手方は、本和解成立の日の翌日から起算して 60 日限り、本件土地上にあるブロック塀等の工作物を撤去して、寝屋川市に対して、本件土地を明け渡す。

本件土地上にあるブロック塀等の工作物の撤去については、寝屋川市が、現場に立ち会う等して適切な指導を行う。

上記工作物の撤去費用は、相手方の負担とする。

(4) 寝屋川市は、相手方に対し、本件土地の明渡しを(3)の明渡猶予期間まで猶予し、かつ、同期限までの間の損害金の支払義務を免除する。

- (5) 寝屋川市は、(3)の明渡後遅滞なく、本件土地に側溝を設置することとし、相手方は、同設置工事が行われることを容認する。この側溝の設置費用は、寝屋川市の負担とする。
- (6) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (7) 相手方と寝屋川市は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) 訴訟費用は、第一審、第二審を通じて、各自の負担とする。

(事件の概要)

相手方の所有する土地の一部に、市道の区域がかかっている状況の下で、相手方が当該区域内にブロック塀等の工作物を設置したため、寝屋川市がその撤去を求めたところ、相手方は、当該土地内には市道の負担が存在しないことの確認を求めて、訴訟を提起した。

第一審は、寝屋川市が勝訴し、相手方が控訴をしたところ、第二審である大阪高等裁判所から和解の勧告があったものである。

大阪広域水道企業団規約の変更に関する 協議

次のとおり大阪広域水道企業団規約を変更することに関し他の関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 別表第2に掲げる地方公共団体に係る水道事業の経営に関する事務

第5条第1項中「30人」を「33人」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

四條畷市、太子町、千早赤阪村

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立市民会館)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- 1 施設の名称 寝屋川市立市民会館
- 2 団体の名称 株式会社ケイミックス
- 3 指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立西北コミュニティセンター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- 1 施設の名称 寝屋川市立西北コミュニティセンター
- 2 団体の名称 西北コミュニティセンター運営協議会
- 3 指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立南コミュニティセンター、寝屋川市立南コミュニティセンター分館)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- 1 施設の名称 寝屋川市立南コミュニティセンター
 寝屋川市立南コミュニティセンター分館
- 2 団体の名称 南コミュニティセンター運営協議会
- 3 指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立東北コミュニティセンター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- 1 施設の名称 寝屋川市立東北コミュニティセンター
- 2 団体の名称 東北コミュニティセンター運営委員会
- 3 指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立西コミュニティセンター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- 1 施設の名称 寝屋川市立西コミュニティセンター
- 2 団体の名称 西コミュニティ推進委員会
- 3 指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立東コミュニティセンター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- 1 施設の名称 寝屋川市立東コミュニティセンター
- 2 団体の名称 東コミュニティセンター運営委員会
- 3 指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立西南コミュニティセンター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- 1 施設の名称 寝屋川市立西南コミュニティセンター
- 2 団体の名称 西南地区コミュニティ推進委員会
- 3 指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立中央高齢者福祉センター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- 1 施設の名称 寝屋川市立中央高齢者福祉センター
- 2 団体の名称 特定非営利活動法人かわちモアCOM.
- 3 指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立西高齢者福祉センター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- 1 施設の名称 寝屋川市立西高齢者福祉センター
- 2 団体の名称 公益財団法人寝屋川市保健福祉公社
- 3 指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定

(すばる・北斗福祉作業所、大谷の里)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- | | |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | すばる・北斗福祉作業所
大谷の里 |
| 2 団体の名称 | 社会福祉法人療育・自立センター |
| 3 指定の期間 | 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立国道1号高架下駐車場)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成27年12月3日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- | | |
|---------|------------------------------|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立国道1号高架下駐車場 |
| 2 団体の名称 | アドバンスねやがわ管理株式会社 |
| 3 指定の期間 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立学び館)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- 1 施設の名称 寝屋川市立学び館
- 2 団体の名称 特定非営利活動法人笑顔
- 3 指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立地域交流センター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- 1 施設の名称 寝屋川市立地域交流センター
- 2 団体の名称 株式会社アステム
- 3 指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

教 育 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所	████████████████████
氏 名	藤 田 映 子 (ふじた えいこ)
生年月日	████████████████

理 由

教育委員会委員上野寛子及び青山さつきが、平成 28 年 1 月 20 日任期満了のため、後任委員の一人に任命したい。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 藤 田 映 子 (ふじた えいこ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 51 年 3 月 大谷女子大学文学部卒業

職 歴

昭和 51 年 4 月 寝屋川市立南小学校教諭
昭和 55 年 4 月 寝屋川市立池田第二小学校教諭
昭和 63 年 4 月 寝屋川市立西小学校教諭
平成 13 年 4 月 寝屋川市立成美小学校教諭
平成 16 年 4 月 寝屋川市立成美小学校教頭
平成 20 年 4 月 寝屋川市立成美小学校長
平成 26 年 3 月 同 上 退職
平成 26 年 4 月 寝屋川市立北小学校講師
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 20 年 4 月 寝屋川市学校給食会理事
至 平成 25 年 3 月

自 平成 25 年 4 月
至 平成 26 年 3 月 寝屋川市学校給食会理事長

自 平成 20 年 4 月
至 平成 26 年 3 月 寝屋川市学校給食指導委員会会長

自 平成 23 年 4 月
至 平成 26 年 3 月 北河内小学校音楽教育研究会会長

賞 罰

な し

教 育 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所

氏 名

生年月日

玉 井 久実代（たまい くみよ）

理 由

教育委員会委員上野寛子及び青山さつきが、平成 28 年 1 月 20 日任期満了のため、後任委員の一人に任命したい。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 玉 井 久実代 (たまい くみよ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

平成 16 年 3 月 大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科卒業

職 歴

平成 15 年 4 月 大阪城南女子短期大学非常勤講師
平成 16 年 4 月 大阪YMCA専任講師
平成 22 年 4 月 華頂短期大学非常勤講師
平成 23 年 9 月 湊川短期大学非常勤講師
平成 24 年 4 月 大阪国際大学講師
平成 26 年 4 月 同志社女子大学非常勤講師
平成 26 年 9 月 龍谷大学非常勤講師
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 24 年 8 月 尼崎市スポーツ推進審議会委員
至 現 在

賞 罰

な し